

兵庫県公報

平成30年6月14日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則（生活衛生課）……………	1

公布された法令のあらまし

●旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則（規則第40号）

旅館業法の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、旅館・ホテル営業とされることが、旅館業法施行令の一部改正により、最低客室数を廃止する等従前のホテル営業及び旅館営業の施設の構造設備の基準の緩和等を行った旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準が設けられること等に伴い、旅館・ホテル営業の施設に関し、同令で定める構造設備の基準のほか、必要な構造設備の基準を定める等、所要の整備を行うこととした。

規 則

旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第40号

旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則の一部を改正する規則

旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条（見出しを含む。）中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条を第2条とする。

第4条を削る。

第5条中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「第3条から第5条まで」を「第2条及び第3条」に、「並びに別表第2の1及び別表第3の1」を「及び別表第2の1」に改め、同条第1号中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「別表第3の1の2の(1)」を「別表第2の1の2の(1)」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

第12条の2中「別表第5」を「別表第4」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とする。

第14条を削る。

別表第1中「第3条」を「第2条」に改め、同表の1中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 建築物の共同住宅の住戸の部分がある階に設ける施設にあつては、その階に点在しないよう設けられるものであること。

別表第1の1の2の(3)中「、客室及び」を「客室名の表示が、客室の宿泊者の見やすい場所には」に改め、同表の1の2の(7)を削り、同表の1の2の(8)中「その床面積の8分の1以上の面積を有する」を削り、同表の1の2中(8)を(7)とし、同表の1の2の(9)中「その床面から1メートルの高さにおいて200ルクス以上の」

を「宿泊者の利用及び衛生管理に支障のない」に改め、同表の1の2中(9)を(8)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) 寝室は、定員に応じた適当な規模を有するものであること。

別表第1の1の2の(10)を次のように改める。

(10) 客室と他の客室、廊下等との境界は、出入口及び窓を除き、壁、板、ふすま等で区画されていること。

別表第1の1の2の(11)を削り、同表の2の(1)のA中「寝具」の右に「(幅員が1.4メートルを超えるものをいう。)」を加え、「がある」を「があり、かつ、宿泊しようとする者が玄関において靴等を脱がずに客室を利用できる」に改め、「、玄関帳場(これに類する設備を含む。以下同じ。)」に接続して」を削り、同表の2の(1)のイ中「床面から1.5メートルの高さにおいて150ルクス以上の」を「宿泊者の利用及び衛生管理に支障のない」に改め、同表の2の(2)のA中「玄関」の右に「又はロビー」を加え、同表の2の(2)のイ中「遮へい」を「遮蔽」に改め、同表の2の(2)のウを次のように改める。

ウ 宿泊しようとする者との面接その他の受付事務に支障のないものであること。

別表第1の2の(2)のエ中「床面から1.5メートルの高さにおいて150ルクス以上の」を「宿泊しようとする者との面接その他の受付事務に支障のない」に改め、同表の2の(2)のオを次のように改める。

オ 客室の鍵の受渡しをする設備は、宿泊しようとする者との面接を行った後でなければ客室の鍵を受け取ることができないものであること。

別表第1の3中「浴室及びシャワー室の」を「浴室(シャワー室を含む。以下同じ。)」に改め、同表の3の(1)中「壁等で区画され、」を削り、「であること」の右に「又は外部から見通すことを遮る設備が設けられていること」を加え、同表の3の(2)中「(排気専用のものに限る。)」及び給気口が設けられている場合を除き、床面積の20分の1以上の面積を有する換気上有効な」を「又は」に改め、同表の3の(3)中「床面から1メートルの高さにおいて50ルクス以上の」を「宿泊者の利用及び衛生管理に支障のない」に改め、同表の3中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を削り、同表の3の(7)中「(洋式のものを除く。)」及び「、(1)、(3)及び(5)に定めるもののほか」を削り、同表の3の(7)のA中「浴室には、」を「浴槽を設ける場合にあっては、浴槽に」に、「の浴槽が設けられている」を「である」に改め、同表の3の(7)のウ中「には」を削り、「設備」の右に「及び洗面設備」を加え、同表の3の(7)のエを削り、同表の3の(7)のオ中「(飲料水である旨の表示が設けられているものに限る。)」を削り、同表の3の(7)中オをエとし、同表の3中(7)を(5)とし、同表の4の(2)を削り、同表の4の(3)のA中「1個に定員(洗面設備が設けられていない客室に係るものをいう。5の(6)を除き、以下同じ。)」が1人を超える部分が5人に達するごとに1個(定員が30人を超える場合にあっては、7個に定員が30人を超える部分が10人に達するごとに1個)を加算した個数以上」を「適当な数」に改め、同表の4の(3)のイ中「0.6メートル以上の」を「適当な」に改め、同表の4中(3)を(2)とし、同表の5中(1)を削り、(2)を(1)とし、同表の5の(3)中「(換気専用のものに限る。)」を「又は窓」に改め、同表の5中(3)を(2)とし、同表の5の(4)中「床面から1メートルの高さにおいて50ルクス以上の」を「宿泊者の利用及び衛生管理に支障のない」に改め、同表の5中(4)を(3)とし、(5)を削り、同表の5の(6)のA及びイを次のように改める。

ア 宿泊者の利用しやすい場所に設けられていること。

イ 適当な数の便器が設けられていること。

別表第1の5中(6)を(4)とし、同表の6を削る。

別表第2を削る。

別表第3中「第5条」を「第3条」に改め、同表の1を次のように改める。

1 施設の全体に係る構造設備の基準

(1) 別表第1の1に掲げる基準に該当すること。

(2) 多数人で共用する客室の床面積は、客室の延べ床面積の2分の1を超えるものであること。

(3) 玄関帳場(別表第1の2の(2)に掲げる基準に該当するものに限る。)又は省令第4条の3に定める基準に該当する設備を有するものであること。

別表第3の1の2の(1)中「別表第1の1の2の(1)から(6)まで、(8)及び(9)」を「別表第1の1の2」に改め、同表の1の2の(2)中「洋式の客室は、(1)に定めるもののほか、」を削り、同表の1の2の(2)中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、同表の1の2の(3)を削り、同表の2中「別表第1の3の(1)から(3)まで、(5)及び(7)」を「別表第1の3」に改め、同表の4中「別表第1の5の(1)から(4)まで及び(6)並びに別表第2の5の(2)から(4)まで」を「別表第1の5」に改め、同表の5を削り、同表を別表第2とする。

別表第4中「第6条」を「第4条」に改め、同表の1中「別表第1の1の(2)から(4)まで」を「別表第1の1の(3)から(5)まで」に改め、同表の1の2の(1)中「、(8)及び(9)並びに別表第2の1の2の(3)のイ」を「

及び(7)から(10)まで」に改め、同表の1の2中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(6)までを削り、同表の2中「別表第1の3の(1)から(5)まで及び(7)」を「別表第1の3」に改め、同表の4中「別表第2の5」を「別表第1の5」に改め、同表の5を削り、同表を別表第3とする。

別表第5中「第12条の2」を「第11条」に改め、同表の13中「と必ず面接する」を「の本人確認を行う」に改め、同表を別表第4とする。

様式第1号中「第9条」を「第7条」に改め、同様式(第1面)の部中「ホテル・旅館・簡易宿所・下宿」を「旅館・ホテル 簡易宿所 下宿」に改め、同様式(第2面)の部中

「

洋式・和式の区別										洋式 和式	室 室
面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²
暖房設備の有無										_____	
冷房設備の有無										_____	

」

を

「

床 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		m ²
-------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	--	----------------

」

に、

「

採 光 窓	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	_____
照 度	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	_____
寝 具	洋式・和式の区別									_____
	種類(1人用・2人用・階層式)									_____
	個 数	個	個	個	個	個	個	個	個	個

」

を

「

採光窓の有無										_____	
寝 具 の 数	寝 台	1人用	個	個	個	個	個	個	個	個	個
		2人用	個	個	個	個	個	個	個	個	個
	そ の 他	1人用	個	個	個	個	個	個	個	個	個
		2人用	個	個	個	個	個	個	個	個	個

」

に、

「

浴室・シャワー室	洋式・和式の区別									洋式 和式	個 個
	外部からの見通しの有無									_____	
	換気窓	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	_____	
	照度	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	_____	

」

を

「

浴室	設置の有無									_____
	外部からの見通しの有無									_____
	機械換気設備又は窓の有無									_____

」

に、

「

便所	洋式・和式の区別									洋式 和式	個 個
	便器の個数	個	個	個	個	個	個	個	個		個
	機械換気設備	m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	_____	
	照度	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	_____	

」

を

「

便所	便器の個数	個	個	個	個	個	個	個	個		個
	機械換気設備又は窓の有無									_____	
	流水式手洗設備の有無									_____	

」

に改め、同様式（第3面）の部中

「

ロビー	玄関帳場に接続する部分の面積									m ²	照度	lx
玄関帳場	面積									m ²	かぎの保管設備	有 ・ 無
	受付台	幅	m	長さ	m	高さ	m	照度	lx			

」

共用の浴室・シャワー室	個	数	洋式・	個・シャワー室	個・その他	個	
		階		階	階	階	階
	男 女 の 区 別						
	浴室 (脱衣室を除く。)	床 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		照 度	lx	lx	lx	lx	lx
		天 井 の 構 造					
		汚水の流入の有無					
	脱衣室	床 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		照 度	lx	lx	lx	lx	lx
		衣服等保管設備	個	個	個	個	個
		洗 面 設 備	個	個	個	個	個
	飲料水の供給設備		個	個	個	個	個

を
「

ロビー	床面積						m ²
玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を行うための設備		玄関帳場・その他					
共用の	浴室のない客室の有無						
		階	階	階	階	階	
	男 女 の 区 別						
	浴室 (脱衣室を除く。)	床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		天井の構造					
		機械換気設備又は窓の有無					
		汚水の流入の有無					

浴室	脱衣室	床面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
		衣服等保管設備	個	個	個	個	個
		洗面設備	個	個	個	個	個
	飲料水の供給設備	個	個	個	個	個	

に、
「

共同用の便所	便所が設けられていない客室に係る定員 人				構造	水洗式・その他	
	階		階	階	階	階	計
	男女の区別						
	機械換気設備		m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	m ³ /h	——
	照 度		lx	lx	lx	lx	——
	便器の個数	座便式	個	個	個	個	個
		大便器	個	個	個	個	個
		小便器	個	個	個	個	個
		兼用便器	個	個	個	個	個
	調理室	面積	m ²		機械換気設備	m ³ /h	
食堂	面積	m ²					

を
「

共同用の便	便所が設けられていない客室に係る定員 人					
	階		階	階	階	計
	男女の区別					——
	機械換気設備又は窓の有無					——
	流水式手洗設備及び消毒設備の有無					——

所	便器の個 数	大 便 器	個	個	個	個	個
		小 便 器	個	個	個	個	個

に、「第3条第2項第1号・第2号・第3号」を「第3条第2項第 号」に改める。

様式第2号中「第10条」を「第8条」に、「ホテル・旅館・簡易宿所・下宿」を「旅館・ホテル 簡易宿所
下宿」に、「第3条第2項第1号・第2号・第3号」を「第3条第2項第 号」に改める。

様式第3号中「第10条」を「第8条」に、「ホテル・旅館・簡易宿所・下宿」を「旅館・ホテル 簡易宿所
下宿」に、「第3条第2項第1号・第2号」を「第3条第2項第 号」に改める。

様式第4号中「第10条」を「第8条」に改める。

様式第5号中「第11条、第12条」を「第9条、第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則別表第1の1の(2)及び別表第2の1の(1)
(同規則別表第1の1の(2)に係る部分に限る。)の規定は、この規則の施行の日以後にする旅館業法(昭和
23年法律第138号)第3条第1項の規定による許可の申請に係る施設又は旅館業法施行規則(昭和23年厚生省
令第28号)第4条の規定による届出を要する構造設備の変更(客室の延べ床面積の増加、客室の位置の変更
その他知事が定める変更を行うものに限る。)を同日以後にする施設について適用する。

(住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則(平成30年兵庫県規則第5号)の一部を次のよう
に改正する。

第4条第1号中「別表第5の2」を「別表第4の2」に改める。